

## 広島県総合教育会議の運営について

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定により、総合教育会議の運営に関し必要な事項について、次のとおり「運営要綱」として定める。

**☑ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係部分抜粋）**

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

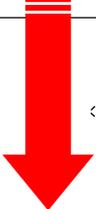
5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。



**【文部科学省が想定している事項】**

- ・ 知事による招集手続き
- ・ 総合教育会議の事務局を担当する部署
- ・ 非公開とする議題についての指針 など
- ・ 協議題の提示及び決定方法
- ・ 議事録の作成及び公表に係る実施方法

**広島県総合教育会議運営要綱（案）**

項目（案）	内容概要（案）
招集	✓ 知事は、会議を招集しようとするときは、会議の開催日時、場所、協議・調整事項等をあらかじめ教育委員会に通知する。
会議	✓ 会議は、知事が議長となる。 ✓ 会議は公開。ただし、次のいずれかに掲げる場合は非公開とする。 ・ 不開示情報が含まれる事項についての協議・調整 ・ 公開することで、会議の公正・円滑な運営に支障が生じる場合
議事録	✓ 会議終了後、議事録を作成し公表する。非公開の会議に係る議事録は、公表しないことができる。記載事項は次のとおり。 ・ 開会・閉会に関する事項 ・ 協議・調整事項と出席者の発言 等 ・ 出席者の職・氏名
事務局	✓ 教育委員会事務局管理部に置く。
委任規定	✓ 会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。



**総合教育会議の協議事項** ⇒ 知事と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定